

2019年度（平成31年度）西深津小学校生徒指導規程

☆はじめに

このきまりは、学校教育目標を達成するために児童が安全で安心して来られる学校環境をつくとともに、学校として教育活動を円滑に進めていくために必要な事項を規程しています。

学校生活を送る児童の＜自立＞を促す教育内容をめざすことに重点をおき、全ての活動、教科、領域において子どもを中心とした生徒指導を推進していきます。

礼儀

1. 登校、下校の時はあいさつをする。
2. 校内で先生、来校者に会った時もあいさつをする。
3. 校長室、職員室、事務室、保健室に入る時は、「学年 組 氏名 用件」を言って入る。
4. ことばづかいは、正しくていねいにする。

持ち物

1. 持ち物には、必ず名前を書く。
2. 不必要なお金は持ってこない。
3. 学校で必要ないものは、持ってこない。
4. 物をなくしたり拾ったりしたら、すぐに先生に届け出る。

登校・下校

1. 登校は、登校班で集合時刻を守って登校する。
2. 登下校は通学路を通る。
3. 寄り道をしない。
4. 制服と帽子を着用し、ネームをつける。
5. 防犯ブザーをランドセルにつける。
6. 欠席、遅刻の場合は、学校に連絡する。

学校での過ごし方

1. くつ、シューズはきちんとそろえて入れる。
2. シューズで外に出ない。靴で校舎に上がらない。
3. かさは、ひもでくくって入れる。
4. 登校後は、勝手に校外に出ない。
5. 校舎内は、走らない。
6. 教室移動する時は、並んで静かに移動する。
7. 雨の日は、校舎内で静かに過ごす。
8. 靴箱前、中庭、裏庭、体育館の周り、幼稚園跡地では遊ばない。
9. ガラスなど物が壊れたら、先生に知らせる。

服装・頭髪

1. 服装は、下の表の服装規定に示す物を着用する。
2. 頭髪は、目にかからない長さとし、パーマ、染色、脱色は禁止する。
3. 髪が長い場合は、ゴムやピンで束ねる。（黒か紺色）

※一般的で華美にならず、学校生活にふさわしい内容を基準とする。

	冬服（原則10月～5月）	夏服（原則6月～9月）				
帽子	規定の紺色帽子	規定の白色帽子				
上着	規定の制服 ※儀式の時は必ず着用	なし				
名札	上着の左胸につける。	左胸につける。				
ベスト セーター	紺色（上着の下に着用し、上着の下から出ない長さのもの）	なし				
防寒着	○登下校時に防寒用のジャンパー、手袋、マフラーを着用してもよい。 ・目安として12月から3月までとする。 ・教室に入ったらランドセルの中等に片づける。 ○タイツ（黒か紺色）を着用してもよい。 ※レギンスは不可 ○体調等の都合により、長ズボン（黒か紺色）を着用してもよい ・必ず担任の先生に連絡をして許可を得る。 ・デザイン等は学校の場にふさわしいものにする。 ※ジーパンは不可					
シャツ	○白色カッターシャツ又は白色ブラウス又、ポロシャツ					
ズボン スカート	○紺色半ズボン、紺色スカート ・下にスパッツをはいてもよい。（一分丈） ・下に体操用ハーフパンツは、はかない。					
くつ	白（ハイカットは不可）					
ソックス	白、黒、紺単色 ※儀式の際は黒 ・長さは膝下まで ・ワンポイントは不可					
シューズ	市販の白い上履き					
体操服	規定の体操服（長袖または半袖）、ハーフパンツ、赤白帽					
水着	学校指定のもの <2019年度・水泳帽の色>					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	赤	白	緑	青	橙	黄
その他	○名札は、学校で買うことができる。（100円） ○カイロは持って来てもよいが、ポケットから出さない。					

放課後

- 遊びを工夫して、楽しく遊ぶ。
 - 放課後学校に遊びに来た場合、校舎内には入らない。
 - ・忘れ物をした場合は、職員室の先生に許可を得て入る。
 - ・終わったら、職員室の先生に報告して帰る。
 - 校庭内の遊具は正しい使い方をする。
 - 使った遊び道具の後片付けをする。
 - 校庭内に食べ物を持って来て食べない。
 - 危ない遊びや人の迷惑になる遊びはしない。
 - ・空き家、倉庫、工場の中、駐車場、道路などでは遊ばない。
 - ・ローラースケート、スケートボード、一輪車、キックボードなどは道路ではしない。
 - ・エアガン、石投げなど危ない遊びはしない。
 - ・火遊びはしない。
 - ・建物や壁、道路、公園の遊具などに落書きをしない。
 - ・川、海などへは子どもだけでは行かない。
 - 遊びに行く時は、一緒に行く人、行き先、帰る時刻を家の人に伝える。
 - 家に帰る時刻
 - ・夏時間（新学期始まり ～ 9月末） 午後6時までに家に帰る。
 - ・冬時間（10月 ～ 春休み終わり） 午後5時までに家に帰る。
- 校区外や有料の遊び場などへ子どもだけでは行かない。
 - 校区とは、西深津町・東吉津町・三吉町

 - 子どもだけでは行かないところ
ボーリング場・スケート場・食堂・ゲームセンター
カラオケボックス・バッティングセンターなど
- お金の無駄使いはしない。
 - お金を使う時は家の人に相談する。
 - 用事がないのに店へ行かない。
 - 買ったお菓子などは家に持って帰って食べる。
 - 友達どうしでおごり合いやお金の貸し借りをしない。
- 交通事故にあわないように気をつける。
 - 飛び出しはしない。
 - 交差点では、信号や左右を確かめる。
 - 歩く時は右側を歩き、自転車に乗る時は左側通行をしヘルメットをかぶる。
 - 自転車の安全点検をする。（特にブレーキ）
 - 自転車の二人乗りはしない。
 - 道路では遊ばない。

指導について

- 組織的な指導について
 - 西深津小学校では、問題に対して組織として取り組みます。
 - 問題行動には、毅然と対応します。
 - 学校のルール「生徒指導規程」について、全学級、全職員で指導します。
 - 学級担任以外の職員が指導にあたることや、複数の職員で指導することもあります。
 - 指導にあたっては、本人からの事情説明、事実確認をもとに、課題の解決、改善、再発防止にむけて指導を行います。また、保護者の方に来校していただいたり、関係機関と連携を取ったりする場合があります。
- 特別な指導について
 - 次のような問題行動が起きた場合、特別な指導を行います。
 - ・法規、法令に違反する行為
 - ・いじめ、暴力行為、悪口、暴言などの安全な校内生活を乱す言動
 - ・西深津小学校のルール「生徒指導規程」に違反する行為
 - ・通常の指導では効果が見られないと考えられる場合
 - 特別な指導には、説諭・学校反省・家庭指導があります。
 - 家庭と連携を取り、本人の自覚と改善に向け指導をします。